



Korean Tax Update Samil Commentary

October 15, 2024

Table of Contents

Tax News

- 内需景気点検および対応方向を発表
- 所得税法施行令など施行令改正案の立法予告
- 先端産業における海外人材の誘致・活用戦略を発表
- 建設業・医薬品・保険仲介分野のリベートに関する税務調査
- 2024年の海外金融口座申告金額64.9兆ウォン、前年比65.2%減少
- 2024年8月までの累計国税収入232.2兆ウォン、前年比9.4兆ウォン減少
- 関税調査の中止承認制度を導入

最新の主な改正動向

- 所得税法施行令(大統領令第34873号、2024. 9. 10.)
- 総合不動産税法施行令(大統領令第34874号、2024. 9. 10.)
- 総合不動産税法・所得税法施行規則(企画財政部令第1080号・第1081号、2024. 9. 10.)

最新の例規・判例

- 有償減資による持分率の増加で寡占株主となった場合のみなし取得税
- 公益法人の贈与税に係る事後管理に、寄付財産の売却代金は該当するのか
- 外国人投資税額減免と雇用増大税額控除の追加控除の重複適用

Tax News

内需景気点検および対応方向を発表

政府は「内需景気点検および対応方向」を発表して投資回復の加速化・建設部門を積極的に補強・民間消費オーダーメード型支援のための細部推進課題を公開した。今回の推進課題のうち税制支援に関する主な内容は下記のとおり。

区分	細部推進課題
投資回復 加速化	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略技術の税額控除適用期限を3年延長(2024. 12. 31. → 2027. 12. 31.) ・中小・中堅企業の臨時投資税額控除を1年延長および投資増加分の控除率引き上げを恒久化
建設部門 積極的に 補強	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設用土地出資・取得関連税負担を軽減 <ul style="list-style-type: none"> - 公募REITsに土地現物出資時は譲渡差益の課税繰延を検討 - 公共仕入賃貸住宅建設用土地の譲渡税減免を延長(2024. 12. 31. → 2027. 12. 31.) ・住宅建設事業者の税制支援を通じて地方未分譲住宅の取得・保有負担を緩和 <ul style="list-style-type: none"> - 未分譲住宅の総合不動産税合算排除期間(5 → 7年)、一時拡大(2025. ~ 2026.) - 未分譲アパート(85m²・3億ウォン以下)、* 賃貸住宅活用時、取得税最大50%減免 <ul style="list-style-type: none"> * 2024. 1. ~ 2025. 12. 竣工した住宅のうち、2025. 12. まで2年以上賃貸契約を締結した住宅 ・消費者の地方未分譲住宅保有負担緩和のための税制支援を強化 <ul style="list-style-type: none"> - 未分譲住宅(85m²・3億ウォン以下)*の総合不動産税・譲渡税算定時、住宅数除外・住宅特例適用 <ul style="list-style-type: none"> * 2024. 1. 10. ~ 2025. 12. 31. に最初に購入した場合 - 未分譲住宅* 取得後5年以上賃貸時、5年間譲渡所得の50%を課税対象から除外 <ul style="list-style-type: none"> * 2024. 8. 28. ~ 2025. 12. 31. に取得した住宅(85m²・6億ウォン以下)、対象 ・企業構造改革REITs(CR REITs)の地方未分譲(2024. 3. 28 ~ 2025. 12. 31. 取得分)仕入時取得税の重課排除(税率12% → 1~3%)および取得後5年間総合不動産税合算を排除
民間消費 オーダーメード型 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統市場の消費所得控除率(40% → 80%)・追加消費所得控除率引き上げ(10% → 20%) ・オンライン商品券購入企業の業務推進費損金算入特例を適用(2024年以後支出分) ・白菜・ダイコン・ニンジン* および輸入果物の全商品** 割当関税を年末まで延長 <ul style="list-style-type: none"> * (白菜・ダイコン)10月末→年末 (ニンジン)9月末→年末(暫定10月末から再開) ** バナナ・パイナップル・アボカド・マンゴー・マンゴスチン・グレープフルーツ・チェリー・キウイ・ドリアン・マンダリンなど10種

所得税法施行令など施行令改正案の立法予告

企画財政部は、低出生対策・下半期経済政策方向・成長はしご構築案・秋夕(チュソク)民生安定対策など、2024年に発表した内容を施行するための細部事項を用意するための後続措置として所得税法・法人税法・租税特例制限法・付加価値税法・総合不動産税法など5つの税法の施行令改正案を立法予告した。今回の施行令改正案は、次官会議・閣僚会議などの手順を踏んで2024年11月に公布・施行される予定である。今回の施行令改正案の主な内容は下記のとおり。

区分	改正案の主な内容
所得税法 施行令	<ul style="list-style-type: none">・婚姻による1世帯2住宅者の譲渡税1世帯1住宅みなし期間の拡大(5年→10年)・共生賃貸住宅の譲渡所得税特例の適用期限を2年延長(2024. 12. → 2026. 12.)・非アパート新築小型住宅の譲渡税の重課住宅数の除外期間2年延長 (2025. 12. → 2027. 12.)・健康保険公団の資料集中機関指定を通じた税額控除証明資料の提出負担を軽減
法人税法 施行令	<ul style="list-style-type: none">・法人が公共賃貸住宅建設事業者に譲渡する土地譲渡差益に対する 法人税追加課税(10%)除外適用期限を3年延長(2024. 12. → 2027. 12.)
租特法 施行令	<ul style="list-style-type: none">・中小企業卒業猶予期間拡大(3年→ 5年、コスピ・コスダック上場中小企業7年)・事前の申込取り消しなどで新規申込通帳を解約した場合、所得控除の適用維持 および税額追徴を除外・タクシー付加価値税の還付に必要な細部事項規定(還付対象・還付手続・提出書類など)
付加価値 税法 施行令	<ul style="list-style-type: none">・正月・秋夕に会社が社員に支給する財貨に対しては その他福利厚生費と別に付加価値税非課税を適用(最大10万ウォン)
総合不動 産税法 施行令	<ul style="list-style-type: none">・婚姻による1世帯2住宅者の総合不動産税1世帯1住宅みなし期間を拡大(5年→10年)・非アパート新築小型住宅の総合不動産税重課住宅数の除外期間を2年延長 (2025. 12. → 2027. 12.)・総合不動産税の合算排除 LH購入確約 公共購入賃貸住宅価額基準を引き上げ (6億ウォン以下→9億ウォン以下)

先端産業における海外人材の誘致・活用戦略を発表

政府が半導体など先端産業競争力の強化のために海外人材の入国・就職・定住までの経路を画期的に改善するなど、「グローバル開放革新のための先端産業における海外人材の誘致・活用戦略」を発表した。このためにグローバルTop 100工大で修士号・博士出身の首席エンジニア級以上の海外人材を対象とする「K-Tech Passプログラム」を新設して、2030年までに1000人の海外人材誘致を支援する方針であり、これらの定住条件改善を支援するために勤労所得税の50%を10年間減免する外国人技術者勤労所得税減免対象に「K-Tech Passプログラム」対象者を含む案を推進する計画である。

建設業・医薬品・保険仲介分野のリベートに関する税務調査

国税庁は、リベート授受行為を関連法律で明確に禁止している建設業(17社)・医薬品(16社)・保険仲介(14社)などの3分野47企業を対象に税務調査を推進している。国税庁は、リベート費用を支払った企業に対する法人税賦課処分とともに施行会社・医療関係者・保険加入法人のオーナー一家など、リベートを受領した相手に対しても所得税などを課税する方針である。

分野	改正案の主な内容
建設	<ul style="list-style-type: none">・(架空給与支払) 発注先の特殊関係者に架空給与の形でリベートを払う・(費用を代わりに負担) 発注費用を代わりに負担する式でリベートを払う・(虚偽雇用費の支払) 虚偽雇用費を支払って直接あるいは迂回的にリベートを提供・(ペイバック受領) 下請け業者に過多な請負額を支払ってペイバック方式でリベートを受領
医薬品	<ul style="list-style-type: none">・(費用の立替) 医療関係者の結婚式・新婚旅行・ホテル費用など立替・(物品の提供) 医療関係者および病院に家電製品・家具など提供・(現金支給) 医療関係者に商品券・カード割引などで現金性の金員を提供・(CSO活用) CSOに高額な手数料を支払って資金調達後にリベートを払う
CEO 保険	<ul style="list-style-type: none">・(本人・配偶者) 加入法人のオーナー本人・配偶者を設計士として虚偽登録後、募集手当てを払う・(子供) 加入法人才オーナーの子供を設計士として虚偽登録後に募集手当てを払う・(その他) 加入法人才オーナーの兄弟姉妹などを設計士として虚偽登録後に募集手当てを払う

2024年の海外金融口座申告金額64.9兆ウォン、前年比65.2%減少

2024年の海外金融口座申告人数は合計4,957人・申告金額は64.9兆ウォンで、2023年より申告人数と申告金額がそれぞれ462人(8.5%)、121.5兆ウォン(65.2%)減少した。2024年の申告人数と申告金額が前年に比べ減少した理由は、仮想資産価値の下落などで海外仮想資産口座の申告実績が大幅に減少したためであり、2023年の申告から申告対象に含まれた仮想資産口座の申告人数と申告金額がそれぞれ389人(27.2%)、120.4兆ウォン(92%)減少した。

2024年8月までの累計国税収入232.2兆ウォン、前年比9.4兆ウォン減少

2024年8月までの累計国税収入は232.2兆ウォンで前年同期比9.4兆ウォン減少した。これは2023年の企業実績の低調による法人税納付実績の減少で法人税が16.8兆ウォン減少し、消費増加および還付減少による納付実績増加で付加価値税が7.1兆ウォン増加したのが主な原因である。所得税は就業者数の増加と賃金の上昇により勤労所得税は増加したものの、譲渡所得税と総合所得税の納付が減少して前年に比べ0.1兆ウォン減少した。証券取引税は株式取引代金が小幅増加したものの、税率引き下げによって0.7兆ウォン減少した。

関税調査の中止承認制度を導入

関税庁が納税者権益保護のために関税調査の中止承認制度を導入する。関税調査の中止承認制度とは、反復的な調査の中止で納税者が感じる調査期間の長期化を解消するために調査チームが3回以上調査を中止する場合(納税者の申請による中止は除外)、納税者保護官が事前検討・承認する制度として、関税庁が2月に発表したスマート革新課題のうち公正かつ迅速な納税協力検証のためのスマート関税調査の新設と関連して導入される制度である。

最新の改正動向

所得税法施行令(大統領令第34873号、2024. 9. 10.)

■ 改正理由および主な内容

外国上場株式などに対する直接投資と間接投資の課税の公平性を向上するために、集合投資機構(ファンド)が外国上場株式などを基準に算出された指數の追跡を目的とする国内上場指數集合投資機構(ETF)の株式・収益証券、上場指數証券(ETN)または、これに基づく店頭デリバティブを取得する場合、その証券などの取引または評価損益を集合投資機構の課税対象利益に含む一方、都市型生活住宅の円滑な供給で青年などの住居安定を企てるために多住宅保有者に対する譲渡所得税の重課税率の適用が排除される小型新築住宅の範囲に都市型生活住宅も含むなど、現行制度の運営上における一部不備点を改善・補完しようとする。

総合不動産税法施行令(大統領令第34874号、2024. 9. 10.)

■ 改正理由および主な内容

都市型生活住宅の円滑な供給により、青年などの住居安定を企てるために住宅分総合不動産税額を計算する際に住宅数に含まない小型新築住宅の範囲に都市型生活住宅も含む。

総合不動産税法・所得税法施行規則(企画財政部令第1080号・第1081号、2024. 9. 10.)

■ 改正理由および主な内容

住宅の安定した供給を支援するために住宅建設事業者が首都圏以外の地域に所在する未分譲住宅を売買する前に賃貸した場合も該当住宅を多住宅保有者に対する譲渡所得税の重課税率が適用される住宅範囲から除外して、住宅分総合不動産税額を計算する時に住宅数に含まない。

最新の例規・判例

有償減資による持分率の増加で寡占株主となった場合のみなし取得税

■ 争点事項

- 地方税法では取得税課税対象財産を保有した法人の持分を取得して寡占株主になった場合は、寡占株主が株式発行法人の取得税課税対象財産を取得したものとみて寡占株主にのみなし取得税の納税義務を付与して(地方裁判所§7⑤)、寡占株主になってから株式発行法人の持分を追加で取得して持分率が増加した場合も、その増加分を取得とみて取得税を賦課するように規定している(地令§11②)。今回の有権解釈の争点は、株式発行法人の有償減資によって有償減資に参加しなかった既存の株主の持分率が増加したことで既存の株主が寡占株主になった場合も寡占株主のみなし取得税が課税されるかである。

■ 回答要旨

- 今回の有権解釈は、株式発行法人のその他株主の有償減資によって既存の株主が持分を取得することなく持分率が上昇して寡占株主になった場合は既存の株主の持分取得行為がなかったので、みなし取得税の納税義務は成立しないと回答している(不動産税制課-2606,2024. 7. 30.)。これは株式発行法人が自己株式を取得・消却、または、無償減資したことで既存の株主が株式などを取得せずに持分率が増加して寡占株主になった場合は、みなし取得税を課税しないとの既存の有権解釈および最高裁の判決(不動産税制課-2867,2023. 8. 1,最高裁2010ドウ8669,2010. 9. 30.)と同様に持分率の増加による寡占株主取得税の納税義務は、既存の株主の株式または持分取得行為を前提とするとの同じ立場の解釈と判断される。

■ 示唆点

- 租税審判院は株式発行法人の自己株式取得による持分率の増加で持分率が100%になった寡占株主がその後株式を追加で取得しても持分率が100%から変動がない場合は、みなし取得税の納税義務はないと判断している(租審2022ジ0780,2023. 8. 31.)。結局、寡占株主のみなし取得税の納税義務が成立するためには、株主の議決権ある株式取得という株式取得要件と株式取得による持分率の増加という持分率の増加要件2つを満たしてこそ寡占株主のみなし取得税の納税義務が成立すると理解されることから、今回の有権解釈のように株式取得なしで持分率のみ増加し、または株式を取得したが持分率の増加はない場合、寡占株主のみなし取得税を課税できないというのが今回の有権解釈と審判例の立場である。

公益法人の贈与税に係る事後管理に、寄付財産の売却代金は該当するのか

■ 関連規定

- 旧相贈税法は、公益法人などが寄付された財産価額は、贈与税の課税価額に算入しないが、「寄付された財産を売却してその売却代金(売却代金によって増加した財産を含んで大統領令が定める公課金などを除く)を公益目的事業以外に使用するか売却した日から3年が経過した日まで大統領令が定めるところにより公益目的事業に使用しない場合」は、贈与税を追徴する事後管理規定を置いている(旧相贈法§48②4号、2007. 12. 31. 改正前以下“争点規定”)。

■ 争点事項

- 今回の判決の争点は、学校法人である原告が贈与でない売買または新築を原因に取得した不動産を収益用基本財産として保有したのち売却し、その売却代金の一部を関係会社の貸付金などで使用した場合、争点規定で事後管理対象に規定している「寄付された財産の売却代金」を公益目的事業以外に使用したものとみて贈与税を追徴するのかである。

■ 判決要旨

- 今回の判決は、争点規定で「寄付された財産」とは、公益法人などが贈与された当該財産だけを示すので、寄付された当該財産でなく「寄付された財産で取得した財産」でも「寄付された財産の売却代金で取得した財産」、または「寄付された財産の運用所得で取得した財産」まで「寄付された財産」に含まれると解釈できない。「寄付された財産」は売却を想定できる金銭以外の現物だけを意味するので、原告が贈与でない売買・新築で取得した不動産売却代金は争点規定の「寄付された財産の売却代金」ではないので、原告に対する贈与税追徴は不当である(最高裁2021ドウ54293, 2024. 9. 13.)。

■ 示唆点

- 今回の判決は、争点規定の「寄付された財産」の範囲を公益法人などが当初寄付された財産を売却した代金だけでなく運用所得で取得した財産の売却代金、当初寄付された財産の売却代金で取得した財産の売却代金が全て含まれると解釈した既存の有権解釈とは異なり(相贈法執行基準48-38-8, 書面インターネット訪問相談4チーム-2755, 2006. 8. 10. 他)、「寄付された財産」の範囲を公益法人などが贈与された当該財産だけに限ると判断した最初の判決である。今回の判決は、公益法人などが最初に寄付された財産を売却したのではなく、当初寄付された財産の売却代金で再度取得した財産を売却し、または公益法人などが運用所得を資金出所にして取得した財産の売却代金を公益目的事業以外に使用した場合は、公益法人が贈与税課税価額に算入しなかった寄付された財産は、贈与税追徴から除外されることを示唆している。

外国人投資税額減免と雇用増大税額控除の追加控除の重複適用

■ 争点事項

- 現行の租特法は、雇用が増加した内国人は、該当課税年度の雇用増加人数に対して該当課税年度と該当課税年度の終了日から1年(中小・中堅企業は2年)になる日が属する課税年度まで税額控除を適用する雇用増大税額控除規定を置いており(租特法§29の7)、同じ課税年度に外国人投資税額減免を適用される企業は、雇用増大税額控除金額のうち内国人の持分率相当額だけ雇用増大税額控除を適用して、外国人の持分率相当額は雇用増大税額控除から排除する重複支援排除規定(租特法§127③、以下「争点規定」)を置いている。今回の有権解釈の争点は、雇用増加人数に対して雇用増大税額控除1年度に初めて控除を適用した企業が、2年度に外国人投資税額減免を適用する場合、外国人投資税額減免と雇用増大税額控除2年度の追加控除が争点規定による重複適用の排除対象に該当するかである。

■ 回答要旨

- 今回の有権解釈は、同じ課税年度の雇用増大税額控除2年度の追加控除と外国人投資税額減免を重複支援の排除対象と回答している。これは外国人投資税額減免を適用する課税年度の雇用増加人数に対する1年度の控除と外国人投資税額減免の同時適用だけでなく、外国人投資税額減免を適用以前の過去事業年度の雇用増加人数に対する2年度・3年度の追加控除と外国人投資税額減免の同時適用も重複適用の排除対象に該当することを示唆している(基準-2024-法規法人-0083,2024. 8. 8.)。

■ 示唆点

- 租特法では、雇用増大税額控除(租特法§29の7)と統合雇用税額控除(租特法§29の8)の重複適用を排除するように規定しており(租特法§127⑪)、既存の有権解釈は雇用増大税額控除2年度の追加控除と統合雇用税額控除1年度の控除は同じ課税年度に同時適用が可能と回答している反面(書面-2023-法人-1263,2023. 6. 8.)、今回の有権解釈は外国人投資税額の減免適用前の課税年度に雇用増大税額控除1年度の控除を適用した企業が2年度に外国人投資税額減免を適用する場合は、雇用増大税額控除2年度の追加控除の重複適用は排除されると回答していることから、外国人投資税額減免を適用する課税年度に雇用増大税額控除・統合雇用税額控除・中小企業社会保険料税額控除の2年度の税額控除を適用する場合は、該当2年度の追加控除額のうち内国人の持分率に相当する金額のみ控除額に含み、外国人の持分率に相当する金額は控除金額から除外するよう注意しなければならない。

本最新の例規・判例内容は有権解釈と判例に対する理解を助けるために作成されたものです。
実際の適用においては必ずTax専門家にご相談ください。

Contacts

盧映錫 Partner	02 709 0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典 Partner	02 3781 2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善 Partner	02 3781 3189	nam-sun.lee@pwc.com
李炅宅 Partner	02 709 0726	kyungtaek.lee@pwc.com
李真行 Partner	02-3781-2581	jin-haeng.lee@pwc.com

三逸会計法人のニュースレターは、三逸会計法人のお客様へ一般的な情報提供および知識伝達のために配布されるもので、具体的な会計問題や税務イシューに関する三逸会計法人の意見は含まれていません。三逸会計法人のニュースレターの内容に関しまして、ご質問や追加でご入用な情報がお有りの場合は必ず専門家までお問い合わせください。

Samil PwC newsletter has been prepared for the provision of general information and knowledge for clients of Samil PwC and does not include the opinion of Samil PwC on any particular accounting or tax issues. If you need further information or discussion concerning the content contained in the Samil PwC newsletter, please consult with relevant experts..